

川崎市告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度利用地区の変更（小杉駅北口地区）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 中原区 小杉町1丁目及び小杉町3丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課